

平成18年度

高知県立中学校入学者
募集要項

付 参 考 資 料

高知県教育委員会

目 次

平成18年度 高知県立中学校入学者募集要項

出願	1
1 出願資格	1
2 入学定員	1
3 出願手続	1
入学者の決定	2
1 検査等及び面接	2
2 入学予定者の決定	3
入学意思確認等	4
1 入学予定者の手続	4
2 補欠入学	4
様式1 入学願書	5
様式2 受検票	6
様式3 志願理由書	7
様式4 通学区域外入学志願承認申請書	8
様式5 特別措置願	9
様式6 入学意思確認書	10
平成18年度高知県立中学校入学志願者取扱要項	11
高知県立中学校の通学区域に関する規則	12
参考資料	
質問にお答えします。	13~18

平成18年度 高知県立中学校入学者募集要項

[日 程]

事 項	日 時
入学願書・受検票等の配布	平成18年1月10日(火)午前9時から(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 志願先県立中学校で受け取ること。
出願期間	平成18年1月30日(月)午前9時から 2月2日(木)午後5時まで 郵送の場合は、2月2日までの消印のあるものは有効
作文、適性検査及び面接	平成18年2月18日(土)午前9時から
抽選及び入学予定者の発表	平成18年2月25日(土)午後2時から
入学意思確認書の提出	平成18年3月2日(木)午前9時から 3月3日(金)午後5時まで 郵送は不可

出 願

1 出願資格

高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校及び高知県立中村中学校(以下「県立中学校」という。)の第1学年に入学を志願することができる者(以下「入学志願者」という。)は、次のとおりとする。

平成18年3月に小学校を卒業する見込みの者。

なお、県立中学校の通学区域については、高知県立中学校の通学区域に関する規則(平成13年高知県教育委員会規則第10号)による。

ただし、高知県内の小学校卒業予定者で、保護者の転勤等の理由により通学区域が異なる県立中学校を希望する者、又は他の都道府県から保護者の転勤等の理由により県立中学校を希望する者は、あらかじめ志願先県立中学校長に通学区域外入学志願承認申請書(様式4)を提出し、承認を受けた場合は出願することができる。

2 入学定員

各県立中学校の入学定員は、次のとおりとする。

高知県立安芸中学校	80名
高知県立高知南中学校	160名
高知県立中村中学校	80名

3 出願手続

(1) 出願期間

平成18年1月30日(月)午前9時から2月2日(木)午後5時までとする。なお、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、2月2日(木)までの消印のあるものは有効とする。

ただし、天災地変その他のやむを得ない特別な事情によりこの期間に出願できなかった者のうち、志願先県立中学校長の承認を受けたものは、この限りではない。

(2) 出願先

各県立中学校(1校とする。)

(3) 入学志願者が提出する書類等

入学志願者は、次の書類等を出願期間内に志願先県立中学校長に提出する。

ア 入学願書(様式1)

- (ア) 入学手数料として、高知県収入証紙(2,200円)を入学願書の所定の欄に貼付すること。
- (イ) 出願前6か月以内に撮影した入学志願者の写真(縦4cm、横3cm、正面上半身脱帽)を入学願書の所定の欄に貼付すること。
- (ウ) 在籍する小学校長の卒業見込み証明をもらうこと。

イ 受検票(様式2)

入学願書と同じ写真を受検票の所定の欄に貼付すること。

(郵送の場合は、80円切手を貼付し、あて先を明記した、長3(23cm×12cm)の返信用封筒を同封すること。)

ウ 志願理由書(様式3)

志願する県立中学校が必要とする場合は、志願者本人が記入し提出すること。

(4) 特別措置願(様式5)

身体に障害があるなどのため、受検上の特別の配慮が必要な者は、志願先県立中学校長に特別措置願を入学願書及び受検票に添えて提出する。

(5) 受検票の交付

各県立中学校長は、出願関係書類を受理した後、直ちに受検票を入学志願者に交付する。

入 学 者 の 決 定

1 検査等及び面接

(1) 検査等

- ア 作文の字数は400字程度、時間は45分とする。
- イ 志願理由書は、志願する理由、自己アピールなどを記入する。
- ウ 適性検査は、中高一貫教育校への意欲や適性をみるものとする。時間は45分程度とする。
- エ 各県立中学校の検査等は次のとおりとする。

種類		県立中学校名		
		高知県立安芸中学校	高知県立高知南中学校	高知県立中村中学校
検査等	作文			
	志願理由書			
	適性検査			

(印は実施することを示す)

(2) 面接

面接は個人又は集団で、志願の動機や学校生活への期待、将来の希望に関すること等について質問する。

なお、各県立中学校の面接方法は、次のとおりとする。

高知県立安芸中学校	個人面接
高知県立高知南中学校	集団面接
高知県立中村中学校	集団面接

(3) 作文、適性検査、面接の日時及び実施場所は、次のとおりとする。

平成18年2月18日(土)午前9時から 各県立中学校

2 入学予定者の決定

(1) 入学候補者の選抜

各県立中学校長は、検査等及び面接の結果を資料とし、中高一貫教育への意欲や目的意識等を総合的に判断して、入学候補者を選ぶ。

(2) 抽選

ア 抽選の実施については、志願倍率の2倍程度をめどとして決定する。各県立中学校の実施の有無は、平成18年2月上旬に発表する。

イ 抽選を実施する場合、抽選を行う日時及び実施場所は、次のとおりとする。

平成18年2月25日(土)午後2時から 該当県立中学校

(ア) 抽選への参加は、希望者とする。参加者は、入学志願者及びその保護者又は代理人とし、当該入学志願者の受検票を持参すること(会場に入れる者は、本人を含み2名までとする。)
ただし、抽選への参加の有無が抽選結果に影響を与えることはない。

(イ) 抽選の対象は、入学候補者全員とする。

ただし、入学候補者の受検番号は公開せず、入学候補者の人数を示したうえで抽選を実施する。

(ウ) 抽選は、受検番号を記したカードを順次取り出す方法で実施し、入学定員に達するまでの人数の者を入学予定者とする。

(エ) 入学予定者を決定する抽選の後、引き続き抽選を実施し、出願先県立中学校長が必要と定める数の補欠入学予定者を決定する。

ウ 抽選を実施しない場合で、入学志願者が入学定員を超えるときは、入学候補者の中から入学予定者及び補欠入学予定者を決定し、入学志願者が入学定員以下のときは、入学候補者を入学予定者に決定する。

(3) 発表

抽選終了後、出願先県立中学校において、入学予定者及び補欠入学予定者を受検番号で掲示発表する。

ただし、抽選を実施しない場合は、平成18年2月25日(土)午後2時に該当県立中学校において、入学予定者及び補欠入学予定者を受検番号で掲示発表する。

(4) その他

ア 特定の市町村(学校組合)立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏る傾向が見られる場合には、中学校区ごとに入学予定者の合計人数の上限を40人とする制限(以下「入学予定者数制限」という。)を設けて入学予定者を決定する。

イ 県立中学校長は出願について、不正の事実があったときは、入学後においても、入学の取り消し等の措置を行うことができる。

入 学 意 思 確 認 等

1 入学予定者の手続

(1) 入学意思確認書(様式6)

入学予定者の保護者は、平成18年3月2日(木)の午前9時から平成18年3月3日(金)の午後5時までの間に、入学意思確認書を出願先県立中学校長に提出しなければならない。

なお、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による提出は不可とする。

(2) 市町村(学校組合)教育委員会への連絡

入学意思確認書を提出した入学予定者の保護者は、速やかに出願先県立中学校長の交付する入学予定者証明書を、入学予定者の住所の存する市町村(学校組合)の教育委員会に持参し、県立中学校へ進学する旨を連絡しなければならない。

(3) 入学予定者が入学意思確認書を提出後、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに入学辞退届を出願先県立中学校長に提出しなければならない。

2 補欠入学

(1) 県立中学校長は、入学辞退者が生じた場合、補欠入学予定者を、入学予定者を決定する際につけた優先順位に従って、入学意思を確認のうえ、入学予定者に充てる。

(2) 入学予定者数制限が実施され、補欠入学予定者の住所の存する中学校区における県立中学校への入学予定者数が既に入学予定者数の上限に達している場合は、他の中学校区に住所の存する補欠入学予定者の優先順位を繰り上げ、入学意思を確認のうえ、入学予定者とする。

(3) 補欠入学を実施する期間は、平成18年3月6日(月)から平成18年3月24日(金)までとする。

(4) 補欠入学の手続等については、該当の補欠入学予定者に直接連絡する。

この様式は見本であり、実物は各県立中学校で平成18年1月10日以降に配布します。

様式2

(表)

平成18年度高知県立		中学校受検票
受 検 番 号	番	志願者写真 (4cm×3cm) 正面上半身脱帽 出願前6か月以内 入学願書と同じもの で、写真の裏に氏名 を記入すること。
ふ り が な 氏 名		
検 査 場	高知県立	中学校
高知県立	中学校長 氏名	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px 5px;">印</div>
志願者写真を貼付し、氏名を記入すること。		

(裏)

<p>平成18年2月18日(土) (作文・適性検査・面接)</p> <p>集 合 点呼・注意 作文・適性検査 面 接</p> <p>【持ってくるもの】 受検票 筆記用具(鉛筆・消しゴム等)</p>	<p>平成18年2月25日(土) (抽選・発表)</p> <p>受 付 抽選・発表</p> <p>【持ってくるもの】 受検票</p>
--	--

この様式は見本であり、実物は各県立中学校で平成18年1月10日以降に配布します。
様式4

通学区域外入学志願承認申請書

平成 年 月 日

高知県立 中学校長 様

志願者氏名

保護者氏名 印

私は、今回下記の理由により、貴校に入学を志願したいので、承認くださるよう申請します。

記

志 願 者	氏名 <small>ふりがな</small>			
	現住所	(〒 -) 保護者と(同居 別居)		
	平成18年4月 1日以降の住所	(〒 -) 保護者と(同居 別居)		
	生年月日	平成 年 月 日生		
	在籍小学校 及び学校所在地	立 小学校 (〒 -) 電話番号(- -)		
保 護 者	氏名 <small>ふりがな</small>	続柄	志願者の	
	現住所 及び連絡先	(〒 -) 電話番号(- -)		
	緊急時連絡先	電話番号(- -)		

(この欄には具体的な理由を記載し、提出時にはその事実を証明する書類を添えること。)

この様式は見本であり、実物は各県立中学校で平成18年1月10日以降に配布します。
様式5

特 別 措 置 願

平成 年 月 日

高知県立

中学校長 様

志願者氏名

(男・女)

保護者氏名

印

下記の理由により、受検上の特別な配慮をお願いします。

記

入学志願者の 状況	
配 慮 事 項	

この様式は見本であり、実物は各県立中学校で平成18年2月25日に配布します。

様式6

入学意思確認書

平成 年 月 日

高知県立 中学校長 様

私は、貴校に入学します。

ふ り が な
入学予定者氏名

(男 ・ 女)

(志願者本人がペン又はボールペン書きするものとする。)

現住所 (〒 -)

ふ り が な
保護者氏名

印

(保護者本人がペン又はボールペン書きするものとする。)

現住所 (〒 -)

連絡先電話番号(- -)

(注) 入学予定者の保護者又は代理人が、直接出願先県立中学校に提出すること。

その場合、保護者又は代理人は、必ず受検票を持参すること。

平成18年度高知県立中学校入学志願者取扱要項

高知県教育委員会

出願資格

高知県立安芸中学校、高知県立高知南中学校及び高知県立中村中学校(以下「県立中学校」という。)の第1学年に入学を志願することができる者(以下「入学志願者」という。)は、次のとおりとする。

平成18年3月に小学校を卒業する見込みの者。

なお、県立中学校の通学区域については、高知県立中学校の通学区域に関する規則(平成13年高知県教育委員会規則第10号)による。

ただし、高知県内の小学校卒業予定者で、保護者の転勤等の理由により通学区域が異なる県立中学校を希望する者、又は他の都道府県から保護者の転勤等の理由により県立中学校を希望する者は、あらかじめ志願先県立中学校長に通学区域外入学志願承認申請書を提出し、承認を受けた場合は出願することができる。

入学定員

各県立中学校の入学定員は、高知県教育委員会が別に定める。

入学予定者の決定

1 入学候補者の選抜

- (1) 入学志願者全員に対して、作文、志願理由書、適性検査の中から教育長が定める検査等(以下「検査等」という。)及び面接を行い、入学候補者を決定する。
- (2) 入学候補者は、県立中学校長及び県立中学校長が任命する委員によって構成する入学志願者選考委員会(委員長は、県立中学校長を充てる。)を学校内に設け、検査等及び面接の結果を資料とし、入学志願者の中高一貫教育への意欲や目的意識等を総合的に判断し決定する。
- (3) 検査等及び面接の実施方法等については、平成18年度高知県立中学校入学者募集要項(以下「募集要項」という。)で定める。

2 抽選

- (1) 入学志願者が入学定員を超える場合で、志願倍率が募集要項で定める一定の倍率を超えるときは、入学候補者全員の中から抽選によって入学予定者及び各県立中学校長が必要と定める数の補欠入学予定者(以下、「補欠入学予定者」という。)を決定する。
また、入学志願者が入学定員を超える場合で、志願倍率が募集要項で定める一定の倍率を超えないときは、抽選を実施せず、入学候補者の中から入学予定者及び補欠入学予定者を決定する。
なお、入学志願者が入学定員以下の場合は、抽選を実施せず、入学候補者を入学予定者に決定する。
- (2) 抽選の具体的な方法等については、募集要項で定める。

3 その他

- (1) 特定の市町村(学校組合)立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏る傾向が見られる場合には、中学校区ごとに入学予定者の合計人数の制限を設ける。
- (2) 県立中学校長は出願について不正の事実があったときは、入学後においても、入学の取消し等の措置を行うことができる。

補欠入学

- 1 補欠入学は、入学辞退者が生じた場合、これを実施する。
- 2 補欠入学を実施するに当たっては、この2の(1)に定める補欠入学予定者を対象に、順次、入学予定者に充てる。
- 3 補欠入学の実施期間、実施方法等については、募集要項で定める。

その他

この要項に定めるもののほか、県立中学校の入学者の決定に関し必要な事項は、教育長が募集要項で定める。

高知県立中学校の通学区域に関する規則

〔平成13年7月31日公布〕
高知県教育委員会規則第10号

(通学区域)

第1条 高知県立中学校(以下「中学校」という。)の通学区域は、別表のとおりとする。

(通学区域外からの入学)

第2条 教育長が別に定める特別の事情により、別表の左欄に掲げる学校にそれぞれ同表の右欄に掲げる通学区域外から入学を希望する者は、あらかじめ当該学校長の承認を受けなければならない。

(雑則)

第3条 この規則に定めるもののほか、通学区域に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月10日から施行する。ただし、別表高知県立高知南中学校の項の改正規定及び同表高知県立中村中学校の項の改正規定(「池川町 吾北村」を「仁淀川町」に改め、「仁淀村」を削る部分に限る。)は、平成17年8月1日から施行する。

別表(第1条関係)

学 校 名	通 学 区 域
高知県立安芸中学校	高知市(旧鏡村を除く。)室戸市 安芸市 南国市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村 赤岡町 香我美町 土佐山田町 野市町 夜須町 香北町 吉川村 物部村 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町のうち日本川村
高知県立高知南中学校	高知市 南国市 土佐市 須崎市 大豊町 いの町 仁淀川町 春野町 中土佐町 佐川町 越知町 窪川町 檮原町 大野見村 津野町 日高村
高知県立中村中学校	土佐市 須崎市 宿毛市 土佐清水市 四万十市 仁淀川町 中土佐町 佐川町 越知町 窪川町 檮原町 大野見村 津野町 日高村 佐賀町 大正町 大方町 大月町 十和村 三原村

参 考 资 料

質問にお答えします。

< 出願準備について >

- 問1 出願までに準備しておかなければならない書類等は何ですか。 ----- 14
問2 入学志願者の写真はどのようなものでかまいませんか。 ----- 14
問3 入学願書はどのような点に注意して記入するのですか。 ----- 14
問4 志願理由書はどのような点に注意して記入するのですか。 ----- 14
問5 身体に障害がある場合、作文、適性検査及び面接のときに、何らかの配慮をしてくれますか。 ----- 14
問6 高知県収入証紙(2,200円)は、どこで買うことができますか。 ----- 15
問7 出願するときに、どのような点に注意が必要ですか。 ----- 15
問8 特別に出願を許可されるのはどのような場合ですか。また、その手続はどのようなものですか。 ----- 15
問9 受検票の交付はいつですか。また、どのような点に注意が必要ですか。 ---- 16

< 作文、適性検査及び面接実施当日について >

- 問10 当日の日程はどのようになっていますか。 ----- 16
問11 当日の持参物で注意しなければならないものはありますか。 ----- 16

< 入学者の決定について >

- 問12 入学者の決定はどのように行われるのですか。 ----- 16
問13 入学候補者とはどういう子どもたちのことですか。 ----- 17
問14 入学候補者は発表するのですか。 ----- 17
問15 入学予定者とはどういう子どもたちのことですか。 ----- 17
問16 入学予定者数制限とは何ですか。 ----- 17
問17 抽選はどのように実施するのですか。 ----- 17
問18 補欠入学予定者はどのように決めるのですか。 ----- 17

< 入学予定者の手続について >

- 問19 入学予定者の手続は具体的にどのようにするのですか。 ----- 18

< 入学辞退について >

- 問20 入学意思確認書を提出後、保護者の転勤等やむを得ない事情で入学できなくなった場合、どのようになるのですか。 ----- 18

< 補欠入学について >

- 問21 補欠入学とは何ですか。 ----- 18

< 出願準備について >

問1 出願までに準備しておかなければならない書類等は何ですか。

答 次のものがが必要です。(2ページ参照)

入学願書

受検票

入学志願者の写真2枚

入学願書及び受検票の所定の欄に、はがれないように貼り付けてください。

高知県収入証紙(2,200円)

入学願書の所定の欄に、はがれないように貼り付けてください。

志願理由書(高知県立高知南中学校、高知県立中村中学校の志願者のみ)

志願者本人が記入してください。

問2 入学志願者の写真はどのようなものでかまいませんか。

答 入学志願者本人ということがわかる写真で、次のようなものであればカラーでも白黒でもかまいません。また、スピード写真でもかまいません。

出願前6か月以内に撮影したもので、正面上半身脱帽のもの

縦4cm、横3cmのサイズのもの

問3 入学願書はどのような点に注意して記入するのですか。

答 次の点に特に注意して記入してください。

黒又は青のインク(ボールペン可)を使用し、楷書でていねいに記入してください。また、ふりがなはひらがなで記入するようにしてください。

「就学指定を受ける予定の中学校」とは、各市町村(学校組合)教育委員会が、子どもの住所をもとに入学を指定する市町村(学校組合)立の中学校のことです。この欄にはその中学校名を記入してください。

間違えて記入した場合は、その部分に二重線を引き、正しく書き直してください。訂正印は必要ありません。

問4 志願理由書はどのような点に注意して記入するのですか。

答 次の点に特に注意して記入してください。

黒又は青のインク(ボールペン可)を使用し、志願者本人が楷書でていねいに記入してください。間違いそうなときは、鉛筆で下書きをして書いてください。

用紙の全面を使用しなくてもかまいません。

問5 身体に障害がある場合、作文、適性検査及び面接のときに、何らかの配慮をしてくれますか。

答 身体に障害があり、受検をする際に特別な配慮が必要な場合は、特別措置願の用紙を志願先県立中学校において受け取り、入学志願者の状況及び配慮事項を記入のうえ、入学願書及び受検票に添えて提出してください。

問6 高知県収入証紙(2,200円)は、どこで買うことができますか。

答 高知県収入証紙は次のところで売っています。
ただし、一部で取り扱っていないところもありますので、電話などで問い合わせてください。
・高知県庁(四国銀行県庁支店、高知銀行県庁支店、高知県生協本店等) ・県内の四国銀行、高知銀行
・県内の市町村役場など
収入印紙と間違わないように注意してください。



問7 出願するときに、どのような点に注意が必要ですか。

答 次の点に十分注意してください。(1~2ページ参照)
出願期間を厳守してください。

出願期間 平成18年1月30日(月)午前9時から
2月2日(木)午後5時まで

受付場所 志願先県立中学校

受付時間 いずれの日も午前9時から午後5時まで

保護者が直接持参するか、又は郵送で、志願先県立中学校へ提出してください。

郵送の場合は、2月2日(木)までの消印のあるものしか受け付けませんので注意してください。

提出する書類等は次のとおりです。

- ア 入学願書(入学志願者の写真と高知県収入証紙(2,200円)を貼付したもの)
- イ 受検票(入学願書に貼付した写真と同じ写真を貼付したもの)
- ウ 志願理由書(高知県立高知南中学校、高知県立中村中学校の志願者は提出すること)

問8 特別に出願を許可されるのはどのような場合ですか。また、その手続はどのようなものですか。

答 たとえば、保護者の転勤等の理由により通学区域外から県立中学校に入学を希望する場合や、死別や離別等の理由により、保護者に変更が生じ住所を移すような場合などが考えられます。ただし、このような場合、出願が許可されるのは、県立中学校入学後ただちに通学区域内に住所を移し、保護者と同居することが条件になります。

出願する前に次の手続をすませておいてください。

入学志願者の保護者は、様式4の通学区域外入学志願承認申請書の用紙を志願先県立中学校において受け取り、必要事項を記入し、志願先県立中学校に提出してください。その場合、事実を証明する書類(転勤証明書等)を添えてください。

志願先県立中学校長が、通学区域外入学志願承認申請書等を審査し、適正と認められた場合には、入学志願承認証が交付されます。

入学志願者の保護者は、入学志願承認証が交付された後、出願することができます。なお、文書の往復に相当の日時がかかりますので、なるべく早めに手続をしてください。

問9 受検票の交付はいつですか。また、どのような点に注意が必要ですか。

答 出願のときにその場で出願書類を確認し、交付します。郵送の場合は、後日送付します。その場合は、返信用封筒に80円切手を貼付し、送付先等必要事項を記入のうえ、出願のときにあわせて提出してください。(2ページ参照)

受検票は作文、適性検査及び面接の当日に必要なほか、抽選の当日や入学手続などの際に必要ですので、作文、適性検査及び面接が終わった後もなくさないように大切に保管してください。

<作文、適性検査及び面接実施当日について>

問10 当日の日程はどのようになっていますか。

答 受検票を交付するときに、各県立中学校から、詳しい日程の入った資料をお渡しします。

集合時間は厳守してください。

保護者は控え室を用意していますので、作文、適性検査及び面接が終了するまで待機できます。

問11 当日の持参物で注意しなければならないものはありますか。

答 必要なものを次にあげておきます。

受検票

鉛筆又はシャープペンシル

消しゴム

<注意>

下敷きや筆箱は机の上に置いて受検することはできません。

携帯電話は試験会場に持ち込めません。

腕時計は持ち込んでもかまいませんが、辞書機能のあるものについては、持ち込むことはできません。

鉛筆削りは持ち込んでもかまいません。

<入学者の決定について>

問12 入学者の決定はどのように行われるのですか。

答 入学者の決定は、次のとおり行います。

まず、入学志願者の全員に作文、適性検査及び面接を実施し、その結果をもとに入学候補者を選びます。

入学志願者が入学定員の2倍程度を超える場合は、抽選を実施し、入学候補者の中から入学予定者及び補欠入学予定者を決定します。

入学志願者が入学定員の2倍程度を超えない場合は、抽選を実施しません。この場合で、入学志願者が入学定員を超えるときは、入学候補者の中から入学予定者及び補欠入学予定者を決定し、入学志願者が入学定員以下のときは、入学候補者を入学予定者に決定します。

入学辞退者が出た場合、補欠入学予定者に、その優先順位に従って順次連絡します。

問13 入学候補者とはどういう子どもたちのことですか。

答 入学候補者とは、中高一貫教育校に入学し、6年間充実した学校生活を送ろうとする意欲や目的意識などがみられるかどうかについて、作文、適性検査及び面接を行い、その結果を総合的に判断し、入学定員に関係なく選ばれた子どもたちです。

問14 入学候補者は発表するのですか。

答 入学候補者に選ばれていたかどうかは発表しません。これは、入学候補者を選ぶことが、入学予定者を決定する途中段階であり、最終的な結果ではないからです。ただし、入学候補者数については、抽選を実施する場合は、当日公表します。

問15 入学予定者とはどういう子どもたちのことですか。

答 入学予定者とは、入学の資格が得られた子どもたちです。

問16 入学予定者数制限とは何ですか。

答 入学予定者数制限とは、特定の市町村（学校組合）立の中学校区から県立中学校への希望が著しく偏り、市町村（学校組合）立中学校の大幅な生徒減が想定される場合に実施するもので、それぞれの市町村（学校組合）立中学校の校区に住所のある子どもたちが県立中学校に入学できる人数の上限（40人）を定めるものです。（3ページ参照）

問17 抽選はどのように実施するのですか。

答 抽選は、次のとおり行います。

抽選への参加については、あくまで希望者とし、入学志願者及びその保護者又は代理人が参加して抽選を行います。

まず、カード（封筒に入れており、入学候補者の受検番号が書かれています。）を引く複数の保護者又は代理人の代表を選びます。

次に、抽選箱にカードを入学候補者全員の数だけ入れます。

カードを抽選箱の中から順番に引いていきます。

入学定員に達するまで順次カードを開封し、入学予定者を定めていきます。

ただし、入学予定者数制限を設けて実施する場合は、次のようになります。

ア 各中学校区の40人までは、入学予定者となります。

イ ある中学校区で、すでに40人が入学予定者に決定した場合は、その中学校区の41番から後の者は、補欠入学予定者となります。

問18 補欠入学予定者はどのように決めるのですか。

答 補欠入学予定者の決定は、次のとおり行います。

抽選を実施する場合、入学予定者を決定した後、引き続き各県立中学校長が定めた数の補欠入学予定者を決定していきます。

ただし、入学予定者数制限を設けて実施する場合は、上記問17のイの補欠入学予定者に決定した予定者に続けて、各県立中学校長が定めた数の補欠入学予定者を決定していきます。

抽選を実施しない場合で、入学志願者が入学定員を超えるときは、入学候補者の中から該当県立中学校長が定めた数の補欠入学予定者を決定していきます。

< 入学予定者の手続について >

問19 入学予定者の手続は具体的にどのようにするのですか。

答 平成18年3月2日(木)の午前9時から、平成18年3月3日(金)の午後5時までの間に、次の手続を出願先県立中学校で行います。(4ページ参照)

入学予定者の保護者は、必要事項を入学意思確認書に記入し、直接、出願先県立中学校に提出してください。その際、受検票を確認しますので、持参してください。

入学意思確認書を提出した保護者に入学予定者証明書をお渡しします。

受付時間は、いずれの日も午前9時から午後5時までです。

入学予定者証明書を交付された保護者は、速やかに入学予定者の住所の存する市町村(学校組合)の教育委員会に持参し、県立中学校へ進学する旨を連絡してください。

< 入学辞退について >

問20 入学意思確認書を提出後、保護者の転勤等やむを得ない事情で入学できなくなった場合、どのようになるのですか。

答 次の手続をしてください。(4ページ参照)

保護者が受検票を持参し、直接、出願先県立中学校において、入学辞退届の用紙を受け取ってください。

入学予定者と保護者は入学辞退届に必要な事項を記入し、保護者が受検票を持参のうえ、速やかに、直接、出願先県立中学校に提出してください。

< 補欠入学について >

問21 補欠入学とは何ですか。

答 補欠入学とは、入学辞退者が生じた場合、補欠入学予定者を優先順位に従って、順次、入学意思を確認したうえで、入学予定者とすることです。したがって、補欠入学予定者であっても入学予定者とならないことがあります。

補欠入学を実施する期間は、平成18年3月6日(月)から3月24日(金)までですが、詳しいことについては、入学辞退者があったときに個別に連絡します。

各県立中学校所在地及び電話番号

高知県立安芸中学校

(〒784-8505) 安芸市清和町1-54

TEL 0887-34-1145

高知県立高知南中学校

(〒780-8010) 高知市棧橋通6丁目2-1

TEL 088-831-2811

高知県立中村中学校

(〒787-0003) 四万十市中村丸ノ内24

TEL 0880-34-2141

【問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局高等学校課学校教育班

(〒780-8570) 高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL 088-821-4850

FAX 088-821-4547

<http://www.kochinet.ed.jp/koukou/>

E-mail 311701@ken.pref.kochi.lg.jp